

## 附属第 I 編 基幹事業

### イ 社会資本整備総合交付金事業

#### イー 7 下水道事業

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号の公共下水道、同条第 4 号の流域下水道又は同条第 5 号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

##### イー 7 - (1) 通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 24 条の 2 に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示第 1705 号）第 6 項第 4 号から第 10 号までに係るものを除く。）をいう。

##### イー 7 - (2) 下水道浸水被害軽減総合事業

主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業をいう。

##### イー 7 - (3) 効率的雨水管理支援事業

行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめこまやかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進する事業をいう。

##### イー 7 - (4) 下水道総合地震対策事業

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

##### イー 7 - (5) 合流式下水道緊急改善事業

合流式下水道を採用している地方公共団体において、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を緊急的に実施する事業をいう。

##### イー 7 - (6) 都市水害対策共同事業

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

#### **イー7ー（7）下水道整備推進重点化事業**

下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。

#### **イー7ー（8）下水道ストックマネジメント支援制度**

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

#### **イー7ー（9）下水道長寿命化支援制度**

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行う事業をいう。

#### **イー7ー（10）下水道広域化推進総合事業**

下水道を含む污水处理の広域化・共同化を推進するため、污水处理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

#### **イー7ー（11）下水道エネルギー・イノベーション推進事業**

下水道の資源・エネルギー利用の推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化を推進する事業について、資源・エネルギー利用に係る計画策定、施設整備を行う事業をいう。

#### **イー7ー（12）新世代下水道支援事業制度**

良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。

#### **イー7ー（13）下水道地域活力向上計画策定事業**

PPP/PFI手法やICTの活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及びPPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。

#### **イー7ー（14）下水道民間活力導入促進事業**

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行

う事業をいう。

## イー１４ 都市水環境整備事業

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

### イー１４－（１）都市水環境整備下水道事業

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業をいう。

### イー１４－（２）統合河川環境整備事業

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

### イー１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

## ロ 防災・安全交付金事業

### ロー７ 下水道事業

下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号の公共下水道、同条第４号の流域下水道又は同条第５号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等

#### ロー７－（１）通常の下水道事業

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第２４条の２に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第２４条の２第１項第１号及び第２号並びに第２項の規定に基づき定める件（昭和４６年建設省告示第１７０５号）第６項第４号から第１０号までに係るものを除く。）のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

#### ロー７－（２）下水道浸水被害軽減総合事業

主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等

の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業をいう。

#### **ロー7-（3）効率的雨水管理支援事業**

行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめこまやかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進する事業をいう。

#### **ロー7-（4）下水道総合地震対策事業**

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。

#### **ロー7-（5）合流式下水道緊急改善事業**

合流式下水道を採用している地方公共団体において、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を緊急的に実施する事業をいう。

#### **ロー7-（6）都市水害対策共同事業**

効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。

#### **ロー7-（8）下水道ストックマネジメント支援制度**

下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。

#### **ロー7-（9）下水道長寿命化支援制度**

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行う事業をいう。

#### **ロー7-（10）下水道広域化推進総合事業**

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。

#### **ロー7ー(11) 下水道エネルギー・イノベーション推進事業**

下水道の資源・エネルギー利用の推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化を推進する事業について、資源・エネルギー利用に係る計画策定、施設整備を行う事業をいう。

#### **ロー7ー(12) 新世代下水道支援事業制度**

良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業（水循環再生型（雨水貯留浸透施設に関するものに限る。））をいう。

#### **ロー7ー(14) 下水道民間活力導入促進事業**

下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。

### **ロー14 都市水環境整備事業**

良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業

#### **ロー14ー(1) 都市水環境整備下水道事業**

良好な都市水環境の保全・創出を図るため、河川事業等との連携を図りつつ実施する下水道事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

#### **ロー14ー(2) 統合河川環境整備事業**

良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として、又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。

#### **ロー14ー(3) 下水道関連特定治水施設整備事業**

(1)河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業及び(2)公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業であり、事業効果の早期発現が見込まれる事業をいう。

## 附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件

社会資本整備総合交付金の交付対象事業（要綱本編第6）の細目については、この編に定めるところによる。

ただし、附属第Ⅲ編において、更に詳細な対象要件が定められているものに関しては、交付対象事業のうち当該対象要件を満たすものに限り、社会資本整備総合交付金を充てることができる。

### 第1章 基幹事業

基幹事業として社会資本総合整備計画に位置づけ、社会資本整備総合交付金を充てることができる事業等は、次に掲げるものとする。ただし、沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け、府沖振第148号・警察庁甲官発第136号・総官企第161号・24文科施第9号・厚生労働省発会0406第4号・23地第483号・平成24・03・28財地第1号・国官会第3338号・環境会発第120406012号通知）別表別紙3に掲げるものを除く。

#### イー7 下水道事業

下水道に係る基幹事業は、イー7－（1）からイー7－（14）までを対象とする。  
なお、イー7－（2）からイー7－（14）までに係る事業については、イー7－（1）2．に記載の要件を満足するものに限る。

### イ 社会資本整備総合交付金事業

#### イー7－（1）通常の下水道事業

##### 1. 目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

##### 2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。

###### （1）地域・規模等要件

###### ① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (a) ⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。
- (b) 新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所
- (イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。
  - (a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。
  - (b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。
    - 一 水域内人口が30万以上であること。
    - 二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。
  - (c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。
    - 一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。
    - 二 原則として10万以上であること。ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。
  - (d) 当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。
  - (ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。
    - a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。
    - b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

③ 都市下水路事業

- (ア) 都市下水路事業((イ)から(オ)までに該当するものを除く。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 集水面積50ha以上のもの。
  - (b) 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。  
(浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)
  - (c) 全体事業費3億円以上であること。
- (イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 集水面積10ha以上のものであること。
  - (b) 浸水指数2,000以上のものであること。
  - (c) 離島振興対策の実施区域内であること。
- (ウ) 富裕団体(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 集水面積100ha以上のものであること。

- (b) 浸水指数 10,000 以上のものであること。
- (c) 全体事業費 3 億円以上であること。
- (エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 集水面積 90ha 以上のものであること。
  - (b) 浸水指数 9,000 以上のものであること。
  - (c) 全体事業費 3 億円以上であること。

④ 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

- (a) 受け持つ工場数が 20 以上であること。
- (b) 予定処理水量の合計が 1 万 m<sup>3</sup>/日以上であるもの。
- (c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。
  - a) 汚染指数が 1 万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに S：汚染指数

$$S_1：(7-pH 値)^2$$

$$S_2：BOD(mg/l)$$

$$S_3：浮遊物質(mg/l)$$

$$S_4：1cc 中の大腸菌群数(M.P.N)$$

- b) 異常な色相又は臭気をもつもの。
- c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。
- (イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)
- (ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)
  - (a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ha 当たり 40 人以上であること。
  - (b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方

式の導入について、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（汚泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。

(4) 汚泥有効利用施設新設に際しての PPP/PFI 手法導入要件

人口 20 万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI 手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。）を活用するもの。

(5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

- 1) 平成 30 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。
- 2) 平成 34 年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画を策定すること。

(6) 公営企業会計の適用に係る要件

- 1) 平成 30 年度末までに、公営企業会計の適用に関し、検討に着手していること。
- 2) 平成 32 年度末までに、人口 3 万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用すること、また、人口 3 万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

### 3. 交付対象事業の内容

① 公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

### ③ 都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

(a) 内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（下水道エネルギー・イノベーション推進事業積雪対策推進事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が0.6m 以上）の排水渠又は内径0.7m 以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

### ④ 特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

### ⑤ 特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

## 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

## 5. その他

2. (2)、(3)、(4)、(5) 及び (6) に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

## 6. 雑則

2. (3) について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付国水事第50号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

## イー7ー（2）下水道浸水被害軽減総合事業

### 1. 目的

主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減・最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

## 2. 交付対象事業の要件

「下水道浸水被害軽減総合事業」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業をいう。

- ① 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区
  - (ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区
  - (イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区
  - (ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区
  - (エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区
    - i) 浸水面積が1ha以上想定される地区
    - ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区
- ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区
- ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区
- ④ 100mm/h 安心プランに登録された地区

## 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

## 4. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、イー7ー（1）の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

- ① 指定市にあつては下水排除面積1ha以上（都市機能誘導区域内の場合又は1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあつては0.5ha以上（都市機能誘導区域内の場合、0.25ha以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあつては0.25ha以上（都市機能誘導区域内の場合、0.1ha以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては0.1ha以上の貯留・排水施設
- ② ①と同等の機能を有し、かつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装
- ④ 浸水のおそれがある区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータをリ

アルタイムに提供するために必要な情報提供施設及びその附帯施設（地上雨量計及びレーダー雨量計による雨量データ、下水道の管渠（溝渠を含む。）に設置した水位計による水位データ、ポンプ場に設置した流入水位計より求めた流入量データ等をインターネット、電話、ファックス等により住民に提供するための画像編集装置、音声編集装置等）

- ⑤ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設
- ⑥ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
- ⑦ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

## 5. 下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。
- ② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
  - (a) 対象地区の概要及び選定理由
  - (b) 整備目標
  - (c) 事業内容及び年度計画

## 6. その他

- ① 地区要件該当後5年間以内に原則として計画期間5年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留・排水施設の整備に係る工期が5年を超える場合は、計画期間を10年以内とする。
- ② 2. の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。
- ③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ④ 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法（昭和27年法律165号）の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの（気象庁、河川管理者等）と密接に連携を図らなければならない。
- ⑤ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。

## イ-7-(3) 効率的雨水管理支援事業

### 1. 目的

行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめこまやかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的とする。

## 2. 定義

「効率的雨水管理総合計画」とは、行政と住民等の連携の下に、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じた対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等を定めたものである。

## 3. 交付対象事業

地方公共団体が実施する（複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む）下記の（1）～（3）の事業を交付対象とする。

（1）効率的雨水管理総合計画の策定

（2）既存施設を最大限活用した下水道整備

「効率的雨水管理総合計画」に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

①ネットワーク化に必要な施設（既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等）

②ボトルネック解消に必要な施設（既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等）

③下水道工事の路面復旧における透水性舗装

④局所的な浸水被害に対処するための可搬式ポンプ

（3）個人・事業者等による共助・自助の取組への支援

「効率的雨水管理総合計画」に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

① 地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設

(a) 止水板等の雨水の進入を防ぐ施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）

(b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管（浄化槽の改造を含む）等の雨水流出抑制に効果のある施設（対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて 100m<sup>3</sup> 以上の貯留容量（透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果）を有するものに限る。）

② 地方公共団体が設置するサイレン又はスピーカー及びその附帯施設（下水道の整備によってもなお浸水が想定される区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータを基に、避難等を促す警報の放送等を実施するために必要最小限のものに限る。）

## 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

## 5. 効率的雨水管理総合計画の社会資本総合整備計画への記載

① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「効率的雨水管理総合計画」を記載するものとする。（「効率的雨水管理総合計画」の策定を行う場合を除く。）

② 「効率的雨水管理総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(a) 対象地区の概要

(b) 浸水リスク評価に応じた対策目標

- (c) 既存施設を最大限活用した対策
- (d) その他必要な事項

## 6. その他

- ① 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ② 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法（昭和27年法律165号）の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの（気象庁、河川管理者等）と密接に連携を図らなければならない。

## イー7ー（4）下水道総合地震対策事業

### 1. 目的

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。

### 2. 交付対象事業の要件

「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業をいう。

- (ア) DID 地域を有する都市
- (イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
- (ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
- (エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- (オ) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域
- (カ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域
- (キ) 地震による下水道施設被害があった地域（災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業に限る。）

### 3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、イー7ー（1）の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。

- ① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業

- ② 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道及び河川の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- ③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業
- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。）内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。
  - （ア）対象地域において都市機能が集積していること
  - （イ）対象地域の面積が20ha以上であること
  - （ウ）対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること
- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10箇所を上限として交付対象とする。）
- ⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽
  - ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市におけるDID地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。
- ② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。
  - （ア）対象地区の概要及び選定理由
  - （イ）整備目標
  - （ウ）事業内容及び年度計画

(エ) 下水道 BCP 策定状況 (なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定の場合は計画期間内に策定することとする。)

## 6. その他

本事業は、平成 30 年度より 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間は 10 年以内とする。

### イー 7 - (5) 合流式下水道緊急改善事業

#### 1. 目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、合流式下水道の改善を緊急的に実施し、公共用水域の水質保全等に資することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

交付対象事業の範囲は、イー 7 - (1) の対象となる施設の整備に加え、「合流式下水道緊急改善計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

- ① 雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設
- ② 雨水貯留施設
- ③ 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ④ 分流化に係る管渠(上記①から③までによる改善対策より経済的なもの)

#### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 4. 合流式下水道緊急改善計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「合流式下水道緊急改善計画」を記載するものとする。
- ② 「合流式下水道緊急改善計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
  - (a) 対象地区の概要
  - (b) 整備目標
  - (c) 事業内容及び年度計画等
- ③ 評価の実施

合流式下水道緊急改善計画を社会資本総合整備計画に記載しようとする地方公共団体は、これまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行い、結果を公表するとともに、提出しようとする計画の中間年度終了時に中間評価を行い結果を公表することとし、併せて国へ提出するものとする。

#### 5. その他

本事業は、平成 26 年度より 1 年間以内に平成 30 年度を越えない範囲で計画期間

5年間以内の「合流式下水道緊急改善計画」を作成し、事業着手した地方公共団体に限り実施できるものとする。

## イー7ー(6) 都市水害対策共同事業

### 1. 目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

### 2. 交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

#### ① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

- (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。
- (イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。
- (ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

#### ② 対象となる施設

##### (ア) ネットワーク化施設

下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設

##### (イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

## イー7ー(7) 下水道整備推進重点化事業

### 1. 目的

下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。

### 2. 交付対象事業の要件

「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。）に基づいて行う事業をいう。

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。

### 4. 交付対象事業の内容

重点アクションプランに位置付けられた汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市（甲）は一般市（乙）、一般市（乙）は一般市（丙）、一般市（丙）は町村、町村は過疎市町村として適用する。

ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示1705号）に基づくものとする。

### 5. 重点アクションプランの社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする市町村は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた重点アクションプランを記載するものとする。
- ② 重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。
  - (a) 下水道事業の整備目標
  - (b) 目標年次
  - (c) 概算事業費
  - (d) 低コスト技術の採用、PPP／PFI手法の導入等高度な創意工夫の内容
  - (e) その他必要な事項

### 6. その他

重点アクションプランは、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年度1月）」に基づき策定するものとする。

## イー7ー（8）下水道ストックマネジメント支援制度

### 1. 目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

### 2. 定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

### 3. 交付対象事業

- ① 下水道ストックマネジメント計画の策定  
イー7ー（1）からイー7ー（7）まで又はイー7ー（10）からイー7ー（12）

までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

- ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、イー7ー（1）からイー7ー（7）まで又はイー7ー（10）からイー7ー（12）までのいずれかの要件に合致するもの

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

#### 6. 留意事項

平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。ただし、平成28年度より5年間に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。

### イー7ー（9）下水道長寿命化支援制度

#### 1. 目的

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的とする。

#### 2. 定義

「下水道長寿命化計画」とは、下水道施設の点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」を含めた施設の改築等に関し、対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「長寿命化対策」とは、下水道施設の予防保全的な管理及び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為をいう。

#### 3. 交付対象事業

- ① 下水道長寿命化計画の策定

イー7ー（1）からイー7ー（7）まで又はイー7ー（10）からイー7ー（12）までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道長寿命化計画」の策定

- ② 「下水道長寿命化計画」に基づく、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築で、イー7ー（1）からイー7ー（7）まで又はイー7ー（10）からイー7ー（12）までのいずれかの要件に合致するもの

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道長寿命化計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道長寿命化計画」を記載するものとする。（「下水道長寿命化計画」の策定を行う場合を除く。）

#### 6. 留意事項

平成28年度より5年間に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。

### イ-7-(10) 下水道広域化推進総合事業

#### 1. 目的

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

##### ① 計画策定

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定

##### ② 交付対象施設

###### (ア) 共同水質検査施設

下水等の水質検査施設。

###### (イ) 移動式汚泥処理施設

複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。

###### (ウ) 汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。

###### (エ) 汚泥処理施設

下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。

###### (オ) 共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。

###### (カ) し尿受入施設

し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設等。

###### (キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設

汚水処理施設の統合に必要な管きよ等の施設。

###### (ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設

#### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

#### 4. 留意事項

##### ① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合

下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象としている地域に限る。ただし、2. ②（カ）及び（キ）については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

##### ② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

###### （ア）施設の配置、改築及び維持管理

2. の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

###### （イ）1つの地方公共団体が代表して行う場合

（ア）により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

###### （ウ）交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

##### ③ 下水道の有効利用に係る事業については、イー7ー（11）「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」として実施するものとする。

##### ④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

##### ⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

### イー7ー（11）下水道エネルギー・イノベーション推進事業

#### 1. 目的

下水道の有する資源・エネルギーの有効活用に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

- ① 下水道資源の有効利用に係る計画策定（下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進する計画策定をいう。）

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費。
- ② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）
  - (a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。
  - (b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）
  - (c) 下水道バイオガスを処理場で活用するために必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。
  - (d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。
- ③ 積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。）
  - (a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。
    - a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。
    - b) 処理水供給施設
    - c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）
    - d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設
  - (b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。）
- ④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）
  - (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下

水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。

- a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
  - b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得
- (b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。
- ⑤ その他、イー7ー（10）2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. 留意事項

- ① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。
- ② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。  
なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 豪雪地帯の区域内であること。
  - (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
  - (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。  
(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)  
(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)
- ③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

## イー7ー（12）新世代下水道支援事業制度

### 1. 目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

### 2. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

#### ① 水環境創造事業

##### (ア) 水循環再生型

下水処理水の再利用、雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環

系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。
    - a) 渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。
    - b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。
    - c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要がある地域で実施すること。
    - d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
  - (b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。
    - a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。
    - b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。
  - (c) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。
    - a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが確実と見込まれること。
    - b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。
    - c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。
  - (d) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。
    - a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
    - b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
    - c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。
  - (e) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。
- (イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。
- (b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。

- (a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。
- (b) 官民共同で開発した技術。
- (c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適切と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。

(イ) ICT 活用型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。
- (b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。
- (c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

### 3. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (a) 2. ① (ア) の(a)、(b)又は(c)に該当するもの
  - a) 地方公共団体が事業主体のもので、下水処理水・雨水の再利用を実施する事業にあつては、処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設の整備
  - b) 河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、イー7- (1) からイー7- (14) までの交付対象事業に相当する各部分
- (b) 2. ① (ア) の(d)に該当するもの
  - a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
  - b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置
- (c) 2. ① (ア) の(e)に該当するもの  
地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の整備

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

(イ) ICT 活用型

- (a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。
  - a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。
  - b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。
  - c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。
- (b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

#### 4. 交付対象

- ① 2. に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。
- ② 2. に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。

#### 5. 留意事項

- ① 維持管理  
事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。
- ② 水環境創造事業水循環再生型について  
個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

### イー7―（13）下水道地域活力向上計画策定事業

#### 1. 目的

PPP/PFI 手法や ICT の活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次のいずれかの計画を策定する事業をいう。

- （ア） PPP/PFI 手法や ICT の活用を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化に係る計画
- （イ） PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画

#### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 4. 留意事項

2. 交付対象事業に掲げた（ア）、（イ）の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① （ア）について
  - （a） 広域化又は効率化の実施に関する事項
  - （b） PPP/PFI 手法又は ICT の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項
  - （c） その他必要な事項
- ② （イ）について

- (a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項
- (b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項
- (c) その他必要な事項

## イー7ー(14) 下水道民間活力導入促進事業

### 1. 目的

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

### 2. 交付対象事業

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. 留意事項

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

## イー14 都市水環境整備事業

### イー14ー(1) 都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。

- イ. イー7ー(12) 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ. 上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

### イー14ー(2) 統合河川環境整備事業

#### 1. 目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

#### 2. 交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各

号の一に該当するもの。

- 1 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの
  - (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業
  - (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業
    - イ 当該特定河川の浄化事業
    - ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業
    - ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの
- 2 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要とする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

### 3. 統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④全体事業費

#### イー14－(3) 下水道関連特定治水施設整備事業

##### 1. 目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

##### 2. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下イ－１４－（３）関係部分で「特定事業」という。）とは、（１）及び（２）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

- （１） 河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
- （２） 公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

### 3. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

## ロー 7 下水道事業

下水道に係る基幹事業は、ロー 7－（１）からロー 7－（６）まで、ロー 7－（８）からロー 7－（１２）及びロー 7－（１４）を対象とする。

なお、ロー 7－（２）からロー 7－（６）まで、ロー 7－（８）からロー 7－（１２）及びロー 7－（１４）に係る事業については、ロー 7－（１） 2. に記載の要件を満足するものに限る。

### ロー 7－（１） 通常の下水道事業

#### 1. 目的

公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業の要件

公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

##### （１） 地域・規模等要件

###### ① 公共下水道事業

公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a) 既に公共下水道事業を施行中の都市にあっては、⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。

(b) 新たに下水道法第 2 条第 3 号イに規定する公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

###### ② 流域下水道事業

流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであ

ること。

(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所

(イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。

(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。

(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。

一 水域内人口が30万以上であること。

二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。

(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。

一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。

二 原則として10万以上であること。

ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。

(d) 当該流域下水道の処理区にあっては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。

(ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。

a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。

b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。

### ③ 都市下水路事業

(ア) 都市下水路事業((イ)から(オ)までに該当するものを除く。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 集水面積50ha以上のもの。

(b) 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの。

(浸水指数=浸水戸数×浸水回数×浸水時間)

(c) 全体事業費3億円以上であること。

(イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 集水面積10ha以上のものであること。

(b) 浸水指数2,000以上のものであること。

(c) 離島振興対策の実施区域内であること。

(ウ) 富裕団体(東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。)で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 集水面積100ha以上のものであること。

(b) 浸水指数10,000以上のものであること。

(c) 全体事業費3億円以上であること。

(エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 集水面積90ha以上のものであること。

(b) 浸水指数9,000以上のものであること。

(c) 全体事業費3億円以上であること。

④ 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。

(a) 受け持つ工場数が20以上であること。

(b) 予定処理水量の合計が1万m<sup>3</sup>/日以上であるもの。

(c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。

a) 汚染指数が1万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。

$$S=45S_1S_2+30S_2+S_2^{1/2}S_3+0.4S_4$$

ここに S：汚染指数

S<sub>1</sub>：(7-pH値)<sup>2</sup>

S<sub>2</sub>：BOD(mg/l)

S<sub>3</sub>：浮遊物質(mg/l)

S<sub>4</sub>：1cc中の大腸菌群数(M.P.N)

b) 異常な色相又は臭気をもつもの。

c) 著しく有害な物質を含有するもの。

なお、平成15年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。

(イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第2条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)

(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)

(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1ha当たり40人以上であること。

(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件

人口20万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したもの又は今後のスケジュールを明確にしたもの。

(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件

下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる

改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合（汚泥処理施設の統廃合を含む。）に係る検討を了したもの。

(4) 汚泥有効利用施設新設に際してのPPP/PFI手法導入要件

人口20万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建設資材化施設等）の新設であって、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。）を活用するもの。

(5) 「広域化・共同化計画」策定に係る要件

- 1) 平成30年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。
- 2) 平成34年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定を了していること。

(6) 公営企業会計の適用に係る要件

- 1) 平成30年度末までに、公営企業会計の適用に関し、検討に着手していること。
- 2) 平成32年度末までに、人口3万人以上の地方公共団体については公営企業会計の適用を了していること、また、人口3万人未満の地方公共団体については公営企業会計をできる限り適用すること。

### 3. 交付対象事業の内容

① 公共下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設
- (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

② 流域下水道事業

交付対象事業は下水道法施行令第24条の2によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。

- (a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設
- (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設
- (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設

③ 都市下水路事業

交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。

- (a) 内法（開水路の場合は上幅）1m以上（下水道エネルギー・イノベーション推進事業積雪対策推進事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が0.6m以上）の排水渠又は内径0.7m以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施

されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が0.5m以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。

(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。

④ 特定公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

⑤ 特定環境保全公共下水道事業

交付対象事業の範囲は、①と同様とする。

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. その他

2. (2)、(3)、(4)、(5) 及び (6) に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。

#### 6. 雑則

2. (3) について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について（平成26年1月30日付国水事第50号）」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業（簡易な改築事業を除く）」とする。

### ロー7－(2) 下水道浸水被害軽減総合事業

#### 1. 目的

主要なターミナル駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減・最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせることで浸水対策を実施することにより、浸水に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。

#### 2. 交付対象事業の要件

「下水道浸水被害軽減総合事業」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業をいう。

① 県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区

(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.

5 h a 以上である地区

(イ) 過去10年間に浸水面積が1 h a 以上の浸水実績がある地区

(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区

(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区

i) 浸水面積が1 h a 以上想定される地区

ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区

② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区

③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区

④ 100mm/h 安心プランに登録された地区

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、ロー7-（1）の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。

① 指定市にあつては下水排除面積1 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合又は1 h a 未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5 h a 以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあつては0.5 h a 以上（都市機能誘導区域内の場合、0.25 h a 以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあつては0.25 h a（都市機能誘導区域内の場合、0.1 h a 以上）以上、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては0.1 h a 以上の貯留・排水施設

② ①と同等の機能を有し、かつ経済的な雨水浸透施設

③ 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装

④ 浸水のおそれがある区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータをリアルタイムに提供するために必要な情報提供施設及びその附帯施設（地上雨量計及びレーダー雨量計による雨量データ、下水道の管渠（溝渠を含む。）に設置した水位計による水位データ、ポンプ場に設置した流入水位計より求めた流入量データ等をインターネット、電話、ファックス等により住民に提供するための画像編集装置、音声編集装置等）

⑤ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設

- ⑥ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）
- ⑦ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）

## 5. 下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。
- ② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
  - (a) 対象地区の概要及び選定理由
  - (b) 整備目標
  - (c) 事業内容及び年度計画

## 6. その他

- ① 地区要件該当後5年間以内に原則として計画期間5年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留・排水施設の整備に係る工期が5年を超える場合は、計画期間を10年以内とする。
- ② 2.の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。
- ③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。
- ④ 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法（昭和27年法律165号）の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの（気象庁、河川管理者等）と密接に連携を図らなければならない。
- ⑤ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。

### ロー7-（3）効率的雨水管理支援事業

#### 1. 目的

行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、浸水リスクに応じたきめこまやかな目標設定と、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的とする。

#### 2. 定義

「効率的雨水管理総合計画」とは、行政と住民等の連携の下に、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じた対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等を定めたものである。

### 3. 交付対象事業

地方公共団体が実施する（複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む）下記の（１）～（３）の事業を交付対象とする。

（１）効率的雨水管理総合計画の策定

（２）既存施設を最大限活用した下水道整備

「効率的雨水管理総合計画」に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

①ネットワーク化に必要な施設（既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等）

②ボトルネック解消に必要な施設（既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等）

③下水道工事の路面復旧における透水性舗装

④局所的な浸水被害に対処するための可搬式ポンプ

（３）個人・事業者等による共助・自助の取組への支援

「効率的雨水管理総合計画」に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。

① 地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設

(a) 止水板等の雨水の進入を防ぐ施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）

(b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管（浄化槽の改造を含む）等の雨水流出抑制に効果のある施設（対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて 100m<sup>3</sup> 以上の貯留容量（透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果）を有するものに限る。）

② 地方公共団体が設置するサイレン又はスピーカー及びその附帯施設（下水道の整備によってもなお浸水が想定される区域内の住民に対し、降雨及び雨水排除に関するデータを基に、避難等を促す警報の放送等を実施するために必要最小限のものに限る。）

### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 5. 効率的雨水管理総合計画の社会資本総合整備計画への記載

① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「効率的雨水管理総合計画」を記載するものとする。（「効率的雨水管理総合計画」の策定を行う場合を除く。）

② 「効率的雨水管理総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。

(a) 対象地区の概要

(b) 浸水リスク評価に応じた対策目標

(c) 既存施設を最大限活用した対策

(d) その他必要な事項

### 6. その他

① 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業について

ては、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

- ② 住民に対し、高度降雨情報を提供するに当たっては、気象業務法（昭和27年法律165号）の規定を遵守するほか、当該地域において気象、水象に係る情報を一般公衆に対して提供しているもの（気象庁、河川管理者等）と密接に連携を図らなければならない。

## ロー7-（4）下水道総合地震対策事業

### 1. 目的

下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることをもって地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。

### 2. 交付対象事業の要件

「下水道総合地震対策事業」とは、次のいずれかに該当する地域において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道総合地震対策計画」に従い実施する事業をいう。

- (ア) DID 地域を有する都市
- (イ) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
- (ウ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域
- (エ) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- (オ) 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域
- (カ) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域
- (キ) 地震による下水道施設被害があった地域（災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業に限る。）

### 3. 交付対象事業の内容

交付対象事業の範囲は、ロー7-（1）の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。

- ① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業
- ② 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道及び河川の下に埋設されている管渠の耐震化事業
- ③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する排水区域におけ

る下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあつては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業

- ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。

(ア) 対象地域において都市機能が集積していること

(イ) 対象地域の面積が20ha以上であること

(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること

- ⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10箇所を上限として交付対象とする。)

- ⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。)に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域)に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市におけるDID地域を含む地区にあつては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。

- ② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。

(ア) 対象地区の概要及び選定理由

(イ) 整備目標

(ウ) 事業内容及び年度計画

(エ) 下水道BCP策定状況(なお、計画策定時に下水道BCP未策定の場合は計画期間内に策定することとする。)

#### 6. その他

本事業は、平成 30 年度より 5 年間以内に原則として計画期間 5 年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が 5 年を超える場合は、計画期間は 10 年以内とする。

## ロー 7 - (5) 合流式下水道緊急改善事業

### 1. 目的

合流式下水道を採用している地方公共団体において、合流式下水道の改善を緊急的に実施し、公共用水域の水質保全等に資することを目的とする。

### 2. 交付対象事業

交付対象事業の範囲は、ロー 7 - (1) の対象となる施設の整備に加え、「合流式下水道緊急改善計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。

- ① 雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設
- ② 雨水貯留施設
- ③ 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠
- ④ 分流化に係る管渠(上記①から③までによる改善対策より経済的なもの)

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. 合流式下水道緊急改善計画の社会資本総合整備計画への記載

- ① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「合流式下水道緊急改善計画」を記載するものとする。
- ② 「合流式下水道緊急改善計画」に定める主な事項は次のとおりとする。
  - (a) 対象地区の概要
  - (b) 整備目標
  - (c) 事業内容及び年度計画等
- ③ 評価の実施

合流式下水道緊急改善計画を社会資本総合整備計画に記載しようとする地方公共団体は、これまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行い、結果を公表するとともに、提出しようとする計画の中間年度終了時に中間評価を行い結果を公表することとし、併せて国へ提出するものとする。

### 5. その他

本事業は、平成 26 年度より 1 年間以内に平成 30 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「合流式下水道緊急改善計画」を作成し、事業着手した地方公共団体に限り実施できるものとする。

## ロー 7 - (6) 都市水害対策共同事業

## 1. 目的

内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。

## 2. 交付対象事業

①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。

### ① 交付対象事業の要件

交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。

- (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。
- (イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。
- (ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。

### ② 対象となる施設

#### (ア) ネットワーク化施設

- 下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設
- (イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設

## 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

## ロー7ー(8) 下水道ストックマネジメント支援制度

### 1. 目的

下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。

### 2. 定義

「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。

### 3. 交付対象事業

#### ① 下水道ストックマネジメント計画の策定

イー7ー(1)からイー7ー(7)まで、イー7ー(10)からイー7ー(12)

まで、ロー7-(1)からロー7-(6)まで、ロー7-(10)からロー7-(12)までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定

- ② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イー7-(1)からイー7-(7)まで、イー7-(10)からイー7-(12)まで、ロー7-(1)からロー7-(6)まで、ロー7-(10)からロー7-(12)までのいずれかの要件に合致するもの

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）

#### 6. 留意事項

平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。ただし、平成28年度より5年間に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。

### ロー7-(9) 下水道長寿命化支援制度

#### 1. 目的

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」に係る計画を策定し、当該計画に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を行うことにより、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的とする。

#### 2. 定義

「下水道長寿命化計画」とは、下水道施設の点検・調査結果に基づき、「長寿命化対策」を含めた施設の改築等に関し、対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「長寿命化対策」とは、下水道施設の予防保全的な管理及び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為をいう。

#### 3. 交付対象事業

- ① 下水道長寿命化計画の策定

イー7-(1)からイー7-(7)まで、イー7-(10)からイー7-(12)まで、ロー7-(1)からロー7-(6)まで、ロー7-(10)からロー7-(12)までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道長寿命化計画」の策定

- ② 「下水道長寿命化計画」に基づく、「長寿命化対策」を含めた計画的な改築で、イー7-（1）からイー7-（7）まで、イー7-（10）からイー7-（12）まで、ロー7-（1）からロー7-（6）まで、ロー7-（10）からロー7-（12）までのいずれかの要件に合致するもの

#### 4. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

#### 5. 下水道長寿命化計画の社会資本総合整備計画への記載

本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道長寿命化計画」を記載するものとする。（「下水道長寿命化計画」の策定を行う場合を除く。）

#### 6. 留意事項

平成28年度より5年間に限り、「下水道長寿命化支援制度」に基づく交付を可能とする。

### ロー7-（10）下水道広域化推進総合事業

#### 1. 目的

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。

#### 2. 交付対象事業

##### ① 計画策定

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定

##### ② 交付対象施設

###### （ア） 共同水質検査施設

下水等の水質検査施設。

###### （イ） 移動式汚泥処理施設

複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。

###### （ウ） 汚泥運搬施設

下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。

###### （エ） 汚泥処理施設

下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。

###### （オ） 共同管理施設

汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。

###### （カ） し尿受入施設

し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設等。

###### （キ） 汚水処理施設の統合に必要な施設

汚水処理施設の統合に必要な管きよ等の施設。

(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、地方公共団体とする。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。

### 4. 留意事項

#### ① 下水道以外の污水处理施設と事業を実施する場合

下水道以外の污水处理施設と共同で污水处理を実施する場合は、処理人口及び処理水量の 2 分の 1 以上を下水道事業が対象としている地域に限る。ただし、2. ② (カ) 及び (キ) については、この限りではない。

なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。

#### ② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合

##### (ア) 施設の配置、改築及び維持管理

2. の②の (ア)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (キ) の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の (イ) 及び (ウ) の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。

##### (イ) 1 つの地方公共団体が代表して行う場合

(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。

##### (ウ) 交付対象及び経費負担

原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。

#### ③ 下水道の有効利用に係る事業については、ロー 7 - (1 1) 「下水道エネルギー・イノベーション推進事業」として実施するものとする。

#### ④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

#### ⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。

## ロー 7 - (1 1) 下水道エネルギー・イノベーション推進事業

### 1. 目的

下水道の有する資源・エネルギーの有効活用に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止に貢献することを目的とする。

## 2. 交付対象事業

- ① 下水道資源の有効利用に係る計画策定（下水汚泥等の資源・エネルギー利用を推進する計画策定をいう。）

下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費。
- ② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）
  - (a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。
  - (b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）
  - (c) 下水道バイオガスを処理場外で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。
  - (d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。
- ③ 積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。）
  - (a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。
    - a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。
    - b) 処理水供給施設
    - c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）
    - d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設
  - (b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合

的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。)

- ④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）
  - (a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。
    - a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設
    - b) 渇水時に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得
  - (b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。
- ⑤ その他、ロー 7 - (10) 2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. 留意事項

- ① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に係る都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。
- ② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。  
なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。
  - (a) 豪雪地帯の区域内であること。
  - (b) 集水面積 10ha 以上のものであること。
  - (c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。  
(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数)  
(除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)
- ③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。

## ロー 7 - (12) 新世代下水道支援事業制度

### 1. 目的

本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。

### 2. 定義

本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (d) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。
  - a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。
  - b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制に必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。
  - c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。

**3. 交付対象事業**

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

- (b) 2. ① (ア) の(d)に該当するもの
  - a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造
  - b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置

**4. 交付対象**

本事業の交付対象は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。

**5. 留意事項**

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

**ロー7ー(14) 下水道民間活力導入促進事業**

**1. 目的**

下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。

**2. 交付対象事業**

コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務

等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。

### 3. 交付対象

本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

### 4. その他

本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。

## ロ－１４ 都市水環境整備事業

### ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

都市水環境整備下水道事業とは、次に掲げる事業をいう。交付対象事業は、これらのうち、防災・安全対策のために特に必要と認められる事業とする。

- イ. ロ－７－（１２）新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業
- ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業
- ハ. 上記イ及びロと一体的に実施される下水道事業

### ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業

#### 1. 目的

統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。

#### 2. 交付対象要件

都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号の一に該当するもののうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る。

- 1 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される浄化事業で、次の各号いずれかに該当するもの
  - (1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての浄化事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業
  - (2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあっては都市整備区域、近畿圏にあっては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあっては近郊整備区域）に係

る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる浄化事業

イ 当該特定河川の浄化事業

ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の浄化事業

ハ その他当該特定河川の流域において行う浄化事業で著しい効果が認められるもの

- 2 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川の特に必要なとする区域において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの
- 4 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。

### 3. 統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載

統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。

- ①基本方針
- ②事業期間
- ③実施内容
- ④全体事業費

## ロ－14－（3）下水道関連特定治水施設整備事業

### 1. 目的

下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等を行うことにより、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする。

### 2. 交付対象事業

下水道関連特定治水施設整備事業（以下14－（3）関係部分で「特定事業」という。）とは、（1）及び（2）に掲げる治水事業で、事業効果の早期発現が見込まれるものをいう。

- （1）河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業
- （2）公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行う治水事業

### 3. 交付対象要件

特定事業の交付対象となる事業は、特定事業と同種の治水事業の交付対象要件に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なものとする。

## ハ 基幹事業の費用便益比

要綱本編第8第1項第7号の規定に基づき費用便益比を整備計画に記載する基幹事業は、平成29年4月1日以降に事業に着手するものであって、下表によるものとする。

なお、既に地方公共団体において費用便益比を算出している場合は、その値を記載することができる。

基幹事業名	費用便益 比算出対 象の有無	備考
7 下水道事業		
(1) 通常の下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2) 下水道浸水被害軽減総合事業	○	
(3) 効率的雨水管理支援事業	○	
(4) 下水道総合地震対策事業	×	
(5) 合流式下水道緊急改善事業	×	
(6) 都市水害対策共同事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(7) 下水道整備推進重点化事業	○	
(8) 下水道ストックマネジメント支援制度	×	

(9)	下水道長寿命化支援制度	×	
(10)	下水道広域化推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(11)	下水道エネルギー・イノベーション推進事業	○	
(12)	新世代下水道支援事業制度	○	
(13)	下水道地域活力向上計画策定事業	×	
(14)	下水道民間活力導入促進事業	×	
1 4 都市水環境整備事業			
(1)	都市水環境整備下水道事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。 また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)	統合河川環境整備事業	○	水系・一連区間単位等で算出した費用便益比を記載することができる。
(3)	下水道関連特定治水施設整備事業	○	

## 附属第三編 国費の算定方法

単年度交付限度額（要綱本編第7）の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）は、この編に定めるところにより算定するものとする。

なお、国費率（基礎額算定の基礎となる国費の交付率又は国の補助率若しくは負担率）のみが規定されている事業については、算定の対象となる事業費（交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。）に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

### 第1章 基幹事業

#### イ 社会資本整備総合交付金事業

##### イー7 下水道事業

###### イー7ー（1）通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー（1）の2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

###### イー7ー（2）下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー（2）の4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編イー7ー（2）の4．の①から④までについては、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編イー7ー（2）の4．の⑤については3分の1、附属第Ⅱ編イー7ー（2）の4．の⑥及び⑦については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし、附属第Ⅱ編イー7ー（2）の4．の⑥及び⑦に係る交付金の額は総費用の3分の1を限度とする。

###### イー7ー（3）効率的雨水管理支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー（3）の3に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 効率的雨水管理総合計画の策定

本事業に要する費用の2分の1。

② 既存施設を最大限活用した下水道整備及び個人・事業者等による共助・自助の取組への支援

附属第Ⅱ編イー7ー(3)の3の(2)及び(3)の②については、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)、附属第Ⅱ編イー7ー(3)の3の(3)の①については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率(ただし総費用の3分の1を限度とする。)

**イー7ー(4) 下水道総合地震対策事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(4)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

**イー7ー(5) 合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(5)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

**イー7ー(6) 都市水害対策共同事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(6)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。これらの法令において、附属第Ⅱ編イー7ー(6)の2.②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

**イー7ー(7) 下水道整備推進重点化事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(7)の4.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

#### **イー 7 - (8) 下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7 - (8) の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

② 計画的な改築

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

#### **イー 7 - (9) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7 - (9) の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道長寿命化計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

② 計画的な改築

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

#### **イー 7 - (10) 下水道広域化推進総合事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7 - (10) の 2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

② 施設整備

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の 2 分の 1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象

となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

### イー 7ー (1 1) 下水道エネルギー・イノベーション推進事業に係る基礎額

- ① 下水道資源の有効利用に係る計画策定  
本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。
- ② 未利用エネルギー活用事業
  - (a) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 2. ②(a) に該当するものは 2 分の 1。
  - (b) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 2. ②(b) に該当するものは、次に定める国費率。
    - a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率と 4 分の 1 の補助率を按分した補助率に基づく国費率。
    - b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
    - (c) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 2. ②(c) に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
    - (d) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 2. ②(d) に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
- ③ 積雪対策推進事業  
下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
- ④ 再生資源活用事業
  - (a) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 3. ④(a) に該当するものは 2 分の 1。
  - (b) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 1) の 3. ④(b) に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
- ⑤ その他、附属第Ⅱ編イー 7ー (1 0) 2. の交付対象事業に該当するものは、イー 7ー (1 0) に定める国費率。

### イー 7ー (1 2) 新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする（ただし、附属第Ⅱ編イー 7ー (1 2) の 3. ② (イ) に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (1 2) の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(a) 附属第Ⅱ編イー 7ー (1 2) の 3. ① (ア) に掲げる事業のうち(a) a)

に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4。

(b) 附属第Ⅱ編イー7-(12)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、附属第Ⅱ編7-(1)から7-(14)までに基づき、それぞれに定められた国費率。

(c) 附属第Ⅱ編イー7-(12)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(b)a)に該当するものは3分の1、(b)b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1(ただし総費用の3分の1を限度とする)。

(d) 附属第Ⅱ編イー7-(12)の3. ①(ア)に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(イ) ICT活用型

(a) 附属第Ⅱ編イー7-(12)の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。

附属第Ⅱ編イー7-(12)の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的として中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イー7-(1)からイー7-(14)まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業ICT活用型を除く。)により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占有者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分(以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。)及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー7-(1)からイー7-(14)まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業ICT活用型を除く。)により交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S : 基礎額

W : 総費用

A : 下水道管理用分想定費用

B : 占有者負担費用

C : 占有者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

### イー7-(13) 下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

### イー7-(14) 下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

## イー14 都市水環境整備事業

### イー14-(1) 都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ. 新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、イー7-(12) 新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ. 清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、イー7-(1)

からイー7-(14)までによる。

ハ. 上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、イー7-(1)からイー7-(14)までによる。

**イー14-(2) 統合河川環境整備事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律第3条の適用を受けるもの） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

(1) 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の3分の1（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う浚渫及び導水事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては4分の1）を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。 (2) 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の3分の1を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し3分の1を交付するものとする。

**イー14-(3) 下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額**

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

**ロ 防災・安全交付金事業**

**ロー7 下水道事業**

**ロー7-(1) 通常の下水道事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-(1)の2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

#### ロー7-（2）下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-（2）の4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編ロー7-（2）の4．の①から④までについては、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編ロー7-（2）の4．の⑤については3分の1、附属第Ⅱ編ロー7-（2）の4．の⑥及び⑦については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし、附属第Ⅱ編ロー7-（2）の4．の⑥及び⑦に係る交付金の額は総費用の3分の1を限度とする。

#### ロー7-（3）効率的雨水管理支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-（3）の3に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 効率的雨水管理総合計画の策定

本事業に要する費用の2分の1。

② 既存施設を最大限活用した下水道整備及び個人・事業者等による共助・自助の取組みへの支援

附属第Ⅱ編ロー7-（3）の3の（2）及び（3）の②については、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編ロー7-（3）の3の（3）の①については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率（ただし総費用の3分の1を限度とする。）。

#### ロー7-（4）下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-（4）の3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

#### ロー7-（5）合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(5)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

**ロー7ー(6) 都市水害対策共同事業に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(6)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。これらの法令において、附属第Ⅱ編ロー7ー(6)の2.②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

**ロー7ー(8) 下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(8)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

② 計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

**ロー7ー(9) 下水道長寿命化支援制度に係る基礎額**

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(9)の3.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道長寿命化計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

② 計画的な改築

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基

づく国費率)。

#### ロー7ー(10) 下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7ー(10)の2.に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

#### ロー7ー(11) 下水道エネルギー・イノベーション推進事業に係る基礎額

① 下水道資源の有効利用に係る計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 未利用エネルギー活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の2. ②(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

③ 積雪対策推進事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の3. ④(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編ロー7ー(11)の3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

⑤ その他、附属第Ⅱ編ロー7ー(10)2.の交付対象事業に該当するものは、ロ

－ 7 － ( 1 0 ) に定める国費率。

#### ロ－ 7 － ( 1 2 ) 新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－ 7 － ( 1 2 ) の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(c) 附属第Ⅱ編ロ－ 7 － ( 1 2 ) の 3．① (ア) に掲げる事業のうち (b) a) に該当するものは 3 分の 1、(b) b) に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。

#### ロ－ 7 － ( 1 4 ) 下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

### ロ－ 1 4 都市水環境整備事業

#### ロ－ 1 4 － ( 1 ) 都市水環境整備下水道事業

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ．新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、ロ－ 7 － ( 1 2 ) 新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、ロ－ 7 － ( 1 ) からロ－ 7 － ( 6 ) まで、ロ－ 7 － ( 8 ) からロ－ 7 － ( 1 2 ) まで、又はロ－ 7 － ( 1 4 ) による。

ハ．上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、ロ－ 7 － ( 1 ) からロ－ 7 － ( 6 ) まで、ロ－ 7 － ( 8 ) からロ－ 7 － ( 1 2 ) まで、又はロ－ 7 － ( 1 4 ) による。

#### ロ－ 1 4 － ( 2 ) 統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律第 3 条の適用を受けるもの） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3

- (1) 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の3分の1（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う浚渫及び導水事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては4分の1）を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の3分の1（公害防止対策事業として行う事業にあつては2分の1）を都道府県に対して交付するものとする。

- (2) 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の3分の1を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し3分の1を交付するものとする。

#### ロ-14-（3）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。